

院の至徳元年より、上にいふ所享徳三年までは七十一年なり、此年暦の間いつの頃よりか中絶したるを、ふたゝび興行せられしとみえて、洞院内府有申沙汰既可有之由治定と上記したり、又文明十三年七月七日晴、今日有七種事と親長見えたるは、享徳三年に後るべ事三十六年なり、又七種法樂、七色御手向といふ事あり、永正十五年七月七日、上略又於此亭大納方七種法樂と宣亂みえたり、天正十八年七月七日、七色御たむけとて、御歌、鞠、御碁、花、御具おほい、御楊弓、御かうありと御ゆどこのみえたり、これら三箇條は三星にたむけの爲に設けられし事とおぼしき也、桃園院御代には七遊とて、詩歌管絃をはじめ、七種の御遊びあり、御當代は御沙汰なしと恒例行いへるは、もつともちかきこと也、さて諸家の日記によりて考るに、七遊の事はおもひのまゝ、の日記にはじめてみえ、それより後は御代御代或は廢し、或は行はれしとみえて、此事後小松院御代被興行之後中絶と記康富せるにてもしらる、扱また七つ物といひ、七種の御遊といひ、七遊といふ名はやはりたれど、いづれもおなじ意なるべし、これらは其御代其時にようて異なるなり、故に後普光園院の御記には、七百首の詩、七百首の歌、七調子の管絃、七十韻の連句、七十韻の連歌、七百の數のまゝ、七獻の御酒とことく、七數をそなへて、遊を設けられしかば、七遊とこそいふだけれど、以下はたゞ、七種の遊を設けられしのみなれば、七つ物といひ、七種の事といひ、けふの御遊、七色など、ありて、七數を用ゐざるは、時の興廢によりて、かはれる也、親長卿記には、鞠、楊弓、樂器曲、和漢五十韻、和歌、七盃飲とみえたるを以て、おもひに、七の數を用ひたるは、七盃飲の名のみ也、和漢五十韻とあるにても、他は七數を用ひざる事しられたり、諸家の記に御遊の品異同まちくなり、此等の事は其時代時宜によれば、彼を是とし、此を非とするに、も及ばず、偕又いの比よりか始りけん、此日飛鳥井家難波家蹴鞠の會あり、又六角堂池坊東西兩本願寺立花を設るよし、紀事日次しるせり、これらも七遊より事起れる也、鞠花は七物の數の中なればさ